10　11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11　12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

12　13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

⑴　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ　Ｈ　２Ｌ　２段　３面　０度（真北から75度、245度、335度方向）

４Ｌ　１段　１面　－２度（真北から160度方向）

［⑵　略］

⑶　空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合は、その旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

⑷　構成が複雑なため記載が困難なときは、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

［ア・イ　略］

ウ　送信空中線については、輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

［エ　略］

13　14の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

14　15の欄は、該当する□にレ印を付け、当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）を記載すること。

15　16の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

16　17の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは、18の欄にその旨を記載して、同一である図面の添付を省略することができる。

［⑴　略］

⑵　電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。

⑶　調整装置系統図の図面は、ＤＳ（データサーバ）、ＡＰＳ（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、ＥＷＳ（緊急警報信号発生装置）、ＥＮＣ（符号化装置）、ＭＵＸ（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続系統を記載すること。

17　18の欄は、次によること。

［⑴　略］

11　10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

12　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

13　12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

⑴　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ　Ｈ　２Ｌ　２段　３面　０度（真北から75度、245度、335度方向）

４Ｌ　１段　１面　－２度（真北から160度方向）

［⑵　同左］

⑶　空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合はその旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

⑷　構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

［ア・イ　同左］

ウ　送信空中線については輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

［エ　同左］

14　13の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

15　14の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）

16　15の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

17　16の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは17の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

［⑴　同左］

⑵　電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。

⑶　調整装置系統図の図面は、ＤＳ（データサーバ）、ＡＰＳ（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、ＥＷＳ（緊急警報信号発生装置）、ＥＮＣ（符号化装置）、ＭＵＸ（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。

18　17の欄は、次によること。

［⑴　同左］